

猫カフェ等における夜間展示について

1. 検討の背景

- 平成 24 年 1 月 20 日に公布された「動物の愛護及び管理に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 24 年環境省令第 1 号）」では、販売業者、貸出業者及び展示業者が夜間（午後 8 時から午前 8 時までの間をいう。以下同じ。）に、犬又はねこの展示を行うことを禁止したところ。（以下「夜間展示規制」という。）
- 夜間展示規制に対し、ねこが自由に移動できる状態で屋内展示を行う事業者（いわゆる「猫カフェ」）より、1）仕事帰りの利用客が多く、夜間の展示が禁止された場合、営業に著しい支障が生じる。2）午後 8 時以降「カフェ」として営業するため、ねこをケージ等に入れた場合、ねこが活発に活動する時間帯に狭い場所に閉じ込めることになり、逆にねこのストレスが増加する等の理由から、当該事業者を夜間展示規制の対象から除外すべきとの意見を頂いているところ。

2. 対応案

夜間展示規制は、あくまで犬及びねこのストレスを軽減するための措置であるところ、事業者からの要請や、猫カフェ等における展示状況等を踏まえ、以下のような措置を設けてはどうか。

1) 経過措置

展示形態も様々であり、以下の 2) ～ 4) の場合を対象に施行後 2 年間の経過措置規定を設け、その間に、その状況や影響を把握し、夜間展示規制の必要性を検証するべきではないか。

2) 経過措置の対象とする動物

幼猫は、十分な睡眠時間が必要であるところ、成猫（1 歳以上のねこをいう）を経過措置の対象とすべきではないか。

3) 経過措置の対象とする事業者

基本は、成猫であっても夜間展示規制をすべきであるところ、当該成猫が飼養施設内を自由に行動でき、休憩設備又は場所等に自由に移動できる展示方法を経過措置の対象とすべきではないか。

4) 経過措置の対象とする時間帯

成猫であっても深夜において照明の下で展示され続けるのは適切でないため、夜 8 時から夜 10 時までの展示について経過措置の対象とすべきではないか。